

1 保険税における課税限度額の見直し

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	合計
現行	63万円	19万円	17万円	99万円
見直し(案)	65万円	20万円	17万円	102万円
見直し額	2万円	1万円	—	3万円

◎ 医療給付費の増加により必要とされる保険税(料)額は上昇を続けている。課税限度額の引き上げを行い、保険税(料)率の改定によって重くなる負担の公平を図ることができる。

◎ 上限額については、国が政令で規定する金額を限度として、国保料(税)の賦課・徴収主体である保険者がそれぞれの条例で定める。

◎ 保険税(料)増改定の場合、課税限度額を引き上げることで、中間所得層の負担軽減を図ることができる。

・国は、課税限度額の超過世帯割合を1.5%に近づけるように、段階的に限度額を引き上げる運用上のルールを設けている。
 (「1.5%ルール」は被用者保険において標準報酬月額の高等級に該当する被保険者の割合が0.5~1.5%になるよう法定しているルールのうち「1.5%」の水準を援用したもの)

2 課税限度額の推移

(単位: 円)

年 度	医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	課税限度額	法定限度額	課税限度額	法定限度額	課税限度額	法定限度額
平成20年度	470,000	470,000	120,000	120,000	90,000	90,000
平成21年度	470,000	470,000	120,000	120,000	90,000	90,000
平成22年度	470,000	500,000	120,000	130,000	90,000	100,000
平成23年度	470,000	510,000	120,000	140,000	90,000	120,000
平成24年度	510,000	510,000	140,000	140,000	120,000	120,000
平成25年度	510,000	510,000	140,000	140,000	120,000	120,000
平成26年度	510,000	510,000	160,000	160,000	140,000	140,000
平成27年度	520,000	520,000	170,000	170,000	160,000	160,000
平成28年度	540,000	540,000	190,000	190,000	160,000	160,000
平成29年度	540,000	540,000	190,000	190,000	160,000	160,000
平成30年度	580,000	580,000	190,000	190,000	160,000	160,000
令和元年度	610,000	610,000	190,000	190,000	160,000	160,000
令和2年度	630,000	630,000	190,000	190,000	170,000	170,000
令和3年度	630,000	630,000	190,000	190,000	170,000	170,000
令和4年度		650,000		200,000	170,000	170,000

限度額見直しのイメージ

